

## 山砂運搬に係る取り組みの方向について（案）

### 1. 山砂運搬に係る意見調整の枠組み

- 山砂安全連絡会を通じ、JV、協議会ならびに実施主体である山砂事業者を適切に指導できる体制を構築する。

### 2. 運搬ルート

- ルートの選定においては、既存の交通量調査、JVにて実施した交通量調査、計画交通量等の情報および関係者の意見も踏まえながら適切なルートを選定する。
- 現時点では、JVと山砂事業者との購入契約がなされていないため、山砂採取場所、ルート、運搬ボリューム等を明示できないが、契約がまとまり次第、速やかに検討を行い、関係者の意見をうかがうこととしたい。
- なお、通学経路においては、通学経路の回避もしくは巡回パトロールの重点実施、狭隘地区においては、ダンプの一方通行等についても検討する。

### 3. 交通安全対策／運搬ルール

- 交通安全への対応は最も重要な観点であり、交通規則およびその他法令の遵守を徹底する。
- 運搬方法の検討を含め、歩行者等の安全を守るための適切な運搬ルールの取り決めや交通安全対策を実施するとともに、それらを山砂事業者に遵守させる。

### 4. 沿道環境対策

- 交通量の増加による沿道環境への影響については、適切な運搬方法、運搬ルール、沿道環境対策等により、可能な限り低減するよう努める。
- 山砂運搬の集中する主要道路沿いや住居等の隣接地域の道路沿いにおいて、騒音、振動および粉塵について環境モニタリングを継続実施する。
- 環境モニタリングと併せて交通量調査についても継続実施する。

### 5. クレーム処理

- 住民等からのクレームに関しては、JVおよび協議会から構成される苦情

の総合窓口を設け、寄せられたクレームに対し、関連団体との連携を含め、誠実かつ速やかに対応するよう努める。

- ・ 過去のクレームの種類・対応状況等について調査し、今後想定される実際のクレーム処理に反映させる。

## 6. 道路補修

- ・ ダンプ運搬に際し、過積載防止を徹底する。
- ・ 道路管理者である県や市と連携し、道路の補修に関しても適切に対応する。
- ・ 山砂採取場所から一般道に至る取付道路等については、砂利採取認可条件に則り、山砂事業者を指導・徹底する。

## 7. 港湾施設、ストックヤード

- ・ J Vおよび協議会が連携し、環境対策、他の港湾利用者への影響低減、港湾施設の利用等に関し適切に対応する。
- ・ なお、木更津地区の山砂ストックヤードについては、港湾管理者からJ Vが一括して借り受けることとしたい。

## 8. その他

- ・ 山砂採取場所の保全について、砂利（山砂）採取計画に則り、事業者を適切に指導する。
- ・ 建設発生土の活用（山砂採取量の低減）について、受入基準に合致する公共建設発生土の有効活用を含め、可能な限り山砂採取量の低減に努める。
- ・ 廃棄物の持ち込みについて、帰り荷での運搬をさせないよう、事業者を適切に指導する。